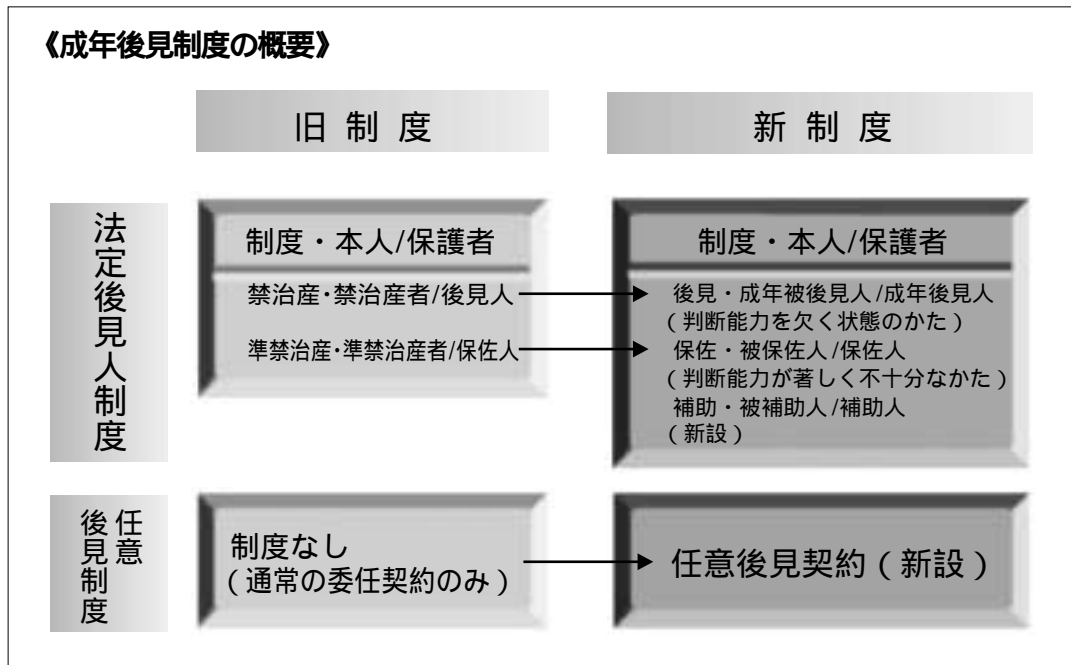


「高齢者の権利と財産を守る」 「成年後見制度利用支援事業」を始めます

●成年後見制度とは？

平成12年4月から始まった「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」は、できる限り本人の判断能力を生かして自立した生活ができるよう、民法などの法律により高齢者を保護する制度です。特に、痴呆性の高齢者など、自分で十分に判断することができないかたを法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的としています。



法定後見

痴呆症状などにより判断能力が不十分なかたの財産管理、介護保険などのサービス利用契約、身上監護といった行為を、家庭裁判所が選任した法定後見人が本人の福祉や生活に配慮して保護、支援します。

家庭裁判所では、候補者がある場合を除き、配偶者に限らず、弁護士、司法書士などの法律家や社会福祉士など本人の事情を考慮して適任者を選任します。

法定後見は、本人の判断能力の程度によって3つに分かれます。

●法定後見の類型・本人の精神上の障害程度

補助…判断能力が不十分なかた

保佐…判断能力が著しく不十分なかた

かた

後見…判断能力を欠く状態にあるかた

●手続き方法

申立ができるかた本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人、任意後見監督人、任意後見受任者、検察官、市町村長、申立先本人の住所地を管轄する家庭裁判所 狭山市の管轄は、さいたま家庭裁判所川越支部 ☎049-225-3500

●身寄りがなにかたは

成年後見制度の手続きは、本人または親族などが家庭裁判所に申立てるのが原則です。しかし、判断能力が不十分な痴呆性高齢者などで、身寄りがな、あるいは身内が疎遠で手続きを拒否している場合などに、法に基づいて市長が申立をすることができます。この場合、市が本人の身体と精神の状況、親族に関する調査などをを行うとともに、申立をする必要の有無を判断します。費用は、原則として本人の負担となります。

任意後見

将来自分の判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ不動産の売買行為「財産の管理」「介護サービス利用の手続きや契約行為」といった支援を受けたい内容と、その支援をし

てくれる人(任意後見受任者)を決め、公証役場にて公正証書により契約しておく制度です。本人の判断能力が不十分になったときには、任意後見受任者などが家庭裁判所に申立を行うことで、任意後見が開始されます。

狭山市成年後見制度 利用支援事業の概要

高齢者の権利擁護と福祉の保護を図ることを目的に、介護保険サービスなどを利用する観点から成年後見制度を利用する必要があると認められるにも関わらず、経済的理由など

で制度を利用できないかたを対象に「狭山市成年後見制度利用支援事業」を始めます。

〈対象となるかた〉

重度の痴呆症状などにより、判断能力が不十分な高齢者で、身寄りがなく、次のく のいずれにも該当するかた。

介護保険サービスなどを利用して
いるか、利用しようとしている

老人福祉法に基づき市長の申立が必要と認められる

後見人などへの報酬費用の全部
もしくは一部の助成が必要である

〈事業の内容〉

民生委員、福祉関係者などからの要請に基づき、本人の状況調査をします。そして、必要があれば家庭裁判所に成年後見制度の申立手続きを進めます。

家庭裁判所から成年後見人などが選任されて、報酬が必要になった場合、本人の所得状況を勘案して報酬額の全部、もしくは一部を市が助成します。

〈申立費用〉

原則として、本人の所得状況を勘案し、負担していただきます。

地域福祉権利擁護事業

社会福祉協議会では、高齢者や障害のあるかたで、地域での生活に心配や不安のあるかたなどを対象に、相談・助言・代理による福祉サービスの利用を援助したり、日常の金銭管理や通帳などの書類を預かる事業を行っています。

利用の相談は無料で、生活支援員による援助を申し込んだ場合は費用がかかりません。ただし生活保護世帯は無料です。また、利用者宅から金融機関などへ出向いたときの交通費などは別途負担となります。

〈援助の種類・内容〉

福祉サービス利用援助
定期的な訪問し、援助の相談や福祉サービスの利用手続き、書類の整理など。

日常的な金銭管理

本人が保管する場合・社会福祉協議会で預かる場合ともに、公共料金の支払いや生活費を届けるなど、日常生活に必要な金銭の出し入れに関する援助。

書類などの預かりサービス

預貯金通帳などを自分で保管するのが不安な場合にお預かりする援助

● 成年後見制度などに関する問い合わせ先 《成年後見制度のことを知りたい》

法務省民事局 ☎03 3580 4111
さいたま地方法務局 ☎048 863 2211
法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

《成年後見制度の家事相談・申立をしたい》

さいたま家庭裁判所川越支部 ☎049 225 3500 受け付けは9時～11時、13時～16時。狭山市在住のかたのみ

埼玉弁護士会高齢者・障害者権利擁護センター「しんらい」 ☎048 863 5255 受け付けは9時30分～16時

埼玉弁護士会川越支部 ☎049 225 4279 (社)成年後見センターリーガルサポートセンター 埼玉 ☎048 845 8551

日本社会福祉士会埼玉県支部成年後見センター ばあとなあ埼玉 ☎048 857 1717

● 成年後見制度利用支援事業に関する問い合わせ先

狭山市高齢者福祉課 ☎953 1111内線1573～1575

● 地域福祉権利擁護事業・福祉サービス利用援助事業あんしんサポートネットに関する問い合わせ先

埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター ☎048 822 1194
狭山市社会福祉協議会 ☎954 0294